

# 那須塩原市総合計画 後期基本計画骨子（案）

## 1. 計画策定の趣旨

本市の最上位計画として、新たなまちづくりの中長期的な方向を示す「まちづくり総合計画」が平成19年度からスタートしました。その中で平成23年度までの5箇年を前期基本計画としております。この前期基本計画に基づき、新市「那須塩原市」のまちづくりに、行政と市民が一体となって取り組んできたところです。

この間、少子高齢化社会のさらなる進展、社会経済情勢の急激な変化、分権への対応など本市をとりまく状況が大きく変化する中、変化に柔軟に対応するとともに、那須塩原市の基盤づくりに向けて、ハード、ソフト両面から、様々な事業を展開してきました。

このたび、平成23年度をもって前期基本計画の計画期間が終了するため、平成24年度から平成28年度までの5箇年を期間とする「後期基本計画」を策定します。

後期基本計画は、市の将来像「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」の実現に向け、前期基本計画の評価を踏まえ、今後5年間に推進しようとする基本的な施策及びこれを計画的・体系的に実施するための主要事業等を明示し、効率的かつ効果的な事務事業の推進を図ることとします。

## 2. まちづくりの方向とテーマ

前期基本計画では、基本構想における将来像「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」の実現を目指し、4つの基本理念に基づきまちづくりを進めてきました。

### 【基本理念】

- 市民との協働によるまちづくり
- 効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくり
- 安全に、安心して暮らせるまちづくり
- 個性が輝くまちづくり

後期基本計画においても、基本構想の都市像や基本理念は現在の計画を引き継ぎ、これからのまちづくりを進めていきます。

その上で、本市の持つ様々な特性を活かしながら、市の将来像の実現を目指し、本市が発展していくための展開を図る上でのキャッチフレーズを

「“大好き那須塩原” 魅力あふれる まちづくり」とします。

市民一人ひとりが魅力溢れる那須塩原市に日々愛着をもって生活し、本市の活力を支え、訪れる人々が那須塩原市を好きになっていくことが新しい那須塩原市の創造に結びついていきます。

### 3. 基本方針

後期基本計画では、基本構想に掲げる都市像や基本理念をまちづくりの指針としながら、今後5年間のまちづくりを進める上での基本方針を4つの基本理念に基づき、次のとおりとします。

(1) 基本理念：「市民との協働によるまちづくり」

「協働のまちづくりの指針」に基づき市民提案型事業等を実施していく中で、市民も施策や事業に参画し市民と行政、あるいは市民と市民の協働によるまちづくりを進めていきます。

今後さらに、まちづくりの手法を行政側からの一方的な要請ではなく、市民主体によるまちづくりへと発展させていくため、多様な価値観や能力、個性を持つ様々な市民や団体が互いに刺激しあい、新たな価値観やアイデア、相互関係を構築していくためのNPO、団体等の組織の育成に努めます。

(2) 基本理念：「効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくり」

本市の財政状況は、国・地方の税財政改革や急激な経済金融不況等の影響による税収の減少などにより、依然として厳しい状況が続いています。こうした中、限られた財源の下で、効率的、効果的な施策、事業を展開していく必要があります。

そのため積極的に行財政改革に取り組むとともに「あれもこれも」実施しようとする行政運営から、最も必要性の高い施策・事業を選択し、関連事業との連携を図るなど集中して事業を実施することにより、那須塩原市全体の魅力が効率的に高まるようなまちづくりを進めます。

(3) 基本理念：「安全に、安心して暮らせるまちづくり」

① 安全、安心優先

近年、国内外で大規模な地震や風水害等が発生しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東日本各地で、大規模津波、地盤の液状化、電力不足による混乱などこれまでの自然災害の規模を遙かに超えた未曾有の大災害となりました。さらに、津波等による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、周辺地域へ放射能汚染、風評被害を引き起こしました。こうした中、自然災害に対する市民の安全や安心への意識は高まり、災害に強いまちづくりが求められています。

こうしたことから、本市は、市民の安全を守り安心して暮らせるよう、市民のいのちと財産を守ることを最優先とし、地域防災組織の強化とともに広域災害への対応の強化を推進します。そして、市民一人ひとりが「安全」に「安心」して暮らすことのできるまちの実現に向けて、市民と行政の協働による環境整備を進めていきます。

## ② 快適で潤いのあるまち

高齢者の通院、買物の外出対策、児童・生徒の通学対策、交通・不便地域の解消などの課題に対応するための方策を検討し、快適で便利な公共交通システムの構築と中心市街地のにぎわいの創出を図ります。

## (4) 基本理念：「個性が輝くまちづくり」

### ① 自然との共生

近年、地球温暖化の進行や異常気象の発生など地球規模での環境問題が顕著となっています。

そのため、市民、行政、事業者等が一体となって、再生可能エネルギーの導入検討や省エネルギーへの取り組みを充実させるとともに、先人から受け継いだ本市のかけがえのない山や川、そこに棲む生物などの自然を守っていく必要があります。

### ② 活力の創出

既存の集積産業や東北新幹線と宇都宮線、東北縦貫自動車道、国道4号の幹線交通網が縦貫する交通の要衝となっている本市の交通立地上の利便性を活かし、産業間の連携、企業立地を促進することにより雇用の促進を図ります。

また、農観商工の連携や地産地消を促進し、地域経済の活性化を目指します。

## 4. 重点施策

基本方針に基づく施策について、焦点をあて重点的な取り組みを行います。

### (1) 【基本政策】 創意と協働によるまちづくり

→ (基本施策) 市民との協働による地域づくり

### (2) 【基本政策】 創意と協働によるまちづくり

→ (基本施策) 効率的・効果的な行財政運営の推進

### (3) 【基本政策】 快適で潤いのあるまちづくり

→ (基本施策) 災害に対する備えの強化と生活安全確保

→ (基本施策) 公共交通網と交通安全対策の充実

### (4) 【基本政策】 自然と共生するまちづくり

→ (基本施策) 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

### (5) 【基本政策】 活力を創出するまちづくり

→ (基本施策) 農観商工連携による地域産業の活性化

## 5. 計画書全体の構成

### (1) 計画書全体の構成

計画書全体は、現行の基本計画を概ね踏襲し次の項目から構成する。

項 目	内 容
計画の概要	計画の策定の背景、計画の位置づけや計画期間
計画の策定にあたって	社会経済動向などの現状の課題や人口推計結果を含む計画の基本的条件について記載
基本構想	平成19年3月に議決された平成28年度までの基本構想（変更なし）
優先・重点施策について	後期基本計画期間において、優先的・重点的に取り組むべき施策について記載
基本政策別計画	(2)の基本政策別計画の内容について記載

### (2) 基本政策別計画の内容

基本政策別計画には以下の内容を含むものとする。また、これらの内容を原則見開き2ページにてレイアウトし、見やすさに配慮したレイアウトとする。

項 目	内 容
現状と課題	当該基本施策の現状と課題について、参考データを掲載し記載する。
目指すべき方向	課題に対応した当該基本施策の目指すべき方向性について記載する。
基本施策 目標指標	市民アンケート（満足度調査）による当該施策の現状値・目標値を記載する。
具体的な施策	目指すべき方向を実現するための当該施策に位置づけられる各施策について記載する。
主要事業	具体的な施策に関する主要事業及びその事業に対する指標を記載する。
個別計画	各施策の主な計画を記載する。
用語解説	

## 6. 総合計画進行管理の方法

後期基本計画を着実に推進するために、施策に位置づけられた事業の執行状況や客観的な指標による分析を中心として、常に計画の進捗状況と成果を把握し、必要に応じた施策の推進方法等の改善を行う。また、こうした管理を通じて把握した計画の進捗や成果の状況、推進方法等の改善の考え方などについては市民にわかりやすく伝える。